

## 平成 30 年度(2018 年度)意見・要望等記録条例の運用状況の概要

平成 30 年度(2018 年度)において条例に基づいて記録した意見、要望等の件数は 2,379 件で、これに文書による意見、要望等(条例上、計数外)の 573 件を加えた合計件数は 2,952 件でした。平成 29 年度(2017 年度)の意見、要望等の合計件数は、2,973 件(条例に基づく記録件数は 2,114 件、文書による件数は 859 件)でしたので、件数に大きな変化はなかったこととなります。

寄せられた意見、要望等の内容については、公園や下水施設の維持管理や、建物の新築、解体に伴って発生する騒音に関するもののほか、道路の補修、清掃、草刈等に関する意見等が多く寄せられました。また、学校園に対する意見等が教育委員会に多く寄せられ、その中には平成 30 年度(2018 年度)に発生した台風や地震等による災害の発生に伴うものも見られました。

第三者からの取次分に該当するもの(取次者が本市に対して、要望者の意見を聞くように要望したもの及び取次者が本市に対して、要望者の意見等を伝達したもの)についても、道路の維持管理に関するものが多く寄せられました。

平成 30 年度(2018 年度)においても、他人より有利に取り扱うことを求める等の不相当要求行為又は不当要求行為に該当する案件はありませんでしたが、乱暴な言動を伴った問い合わせのほか、長期間にわたり幾度となく市の業務範囲を超えた要望等が寄せられ、円滑な事務の遂行に支障を来しかねない事案があったことから、市としては今後もこのような事案に対する対応方法を整備していく必要があると考えています。